

登米市水道事業
浄水施設等管理運転業務委託
仕 様 書

登米市水道事業所

第1章 総 則

(目的)

第1条 本委託仕様書は、登米市水道事業管理者（以下「甲」という。）が管理する浄水場及び場内外の取水・導水・配水池・ポンプ場（以下「浄水施設等」という。）の運転管理及び水質管理を円滑に行い、浄水施設等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託（以下「業務」という。）に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 本委託業務は、水道施設のうち浄水施設等の浄水作業と水運用・設備機器の運転・操作・保守点検及び水質管理を行うことを業務範囲とする。詳細については、特記仕様書による。

(業務の履行)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、浄水施設等及び水道施設の機能が十分発揮できるよう、本業務委託仕様書のほか、特記仕様書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に甲と協議し業務を履行する。なお、業務委託仕様書等に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは乙の責任においてこれを行う。

(業務管理)

第4条 乙は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行する。

- 2 乙は、業務の履行にあたっては、水道法、地方公営企業法、労働基準法、労働安全衛生法、甲の例規、その他関係法令等を遵守する。
- 3 乙は、浄水施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を甲の立会いの上確認し、浄水施設等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては常に改善意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 乙は、豪雨、暴風、地震、濁水その他の天災及びテロ等浄水施設等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 5 乙は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を遂行すること。
- 6 乙は、本業務を履行するにあたり登米市内に事務所を設置すること。

(総括責任者の選任と職務)

第5条 総括責任者は受託水道業務技術管理者又は水道浄水施設管理技士2級以上の有資格者から選任し、その職務は、次のとおりとする。

- (1) 本業務の現場最高責任者として、従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。
- (2) 契約書、業務委託仕様書、特記仕様書、管理図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 施設及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(4) 総括責任者は、他業務の総括責任者を兼ねることはできない。

(従事者の届出)

第6条 乙は、従事者の職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届出ること。異動若しくは変更のある場合も、同様とする。

2 従事者について業務上著しく不適格と認められる場合は、甲乙協議する。

(有資格者)

第7条 業務履行上必要な有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 水道浄水施設管理技士3級 1名以上
- (2) 危険物取扱者乙種4類以上の資格を有する者 1名以上
- (3) 酸素欠乏危険作業主任者 1名以上
- (4) 第三種電気主任技術者以上の資格を有する者 1名以上
- (5) クレーン運転特別教育修了者 1名以上
- (6) 玉掛技能者 1名以上
- (7) 第3級陸上特殊無線技士 1名以上

(業務履行計画書)

第8条 業務履行計画書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 業務概要に関すること。
業務方針及び業務概要
- (2) 現場組織に関すること。
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務計画に関すること。
年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること。
業務方法、要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生教育に関すること。
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全・保安管理に関すること。
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要な事項

2 提出書類の様式は甲乙協議して定める。（以下、提出書類については同様とする。）

(計画書及び報告書等)

第9条 乙は、計画書及び報告書を、第28条により提出する。

(業務記録等の整備)

第10条 乙は、業務記録など業務の履行または確認に必要な書類を常に整備し、甲が提出を求めた

場合は、速やかに提出する。

(安全管理)

第 11 条 乙は、労働安全衛生法及びその他災害防止関係法令の定めるところにより安全衛生管理者を選任し、常に安全管理に必要な措置を講じ、事故、災害等の未然防止に努めなければならない。

2 乙は、事故防止を図るため安全対策についての業務実施計画書を作成し、提出しなければならない。

3 乙は、水質検査に係る事故の防止と安全確保のため必要な措置を講じなければならない。

また、水質検査履行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告しなければならない。

(現場管理)

第12条 乙は、業務実施にあたり、第三者の土地又は建物等に立入る場合は、あらかじめ立入目的を告げ承諾を得て、立入らなければならない。また、必要な範囲を越え立ち入ってはならない。

2 乙は、業務実施にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意をしなければならない。

3 乙は、業務実施にあたり、態度及び言葉遣いに十分注意するとともに、他者の誤解を招く言動をしてはならない。

(教育と訓練)

第 13 条 乙は、運転・維持管理（運転、監視、巡視、点検、測定等）または運用に従事する者に対して、浄水施設等の保全・保安に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 乙は運転・維持管理または運用に従事する者に対し、事故その他が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

3 乙は、上記に定める教育・訓練の計画を作成し、甲に報告しなければならない。

4 乙は、上記に定める教育・訓練を実施した場合は速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、業務実施にあたり必要な技術の継承について、甲へ研修等を依頼することができる。

6 甲は、前項の依頼を受理したときは、速やかに対応しなければならない。

(管理図書、機器等の貸与)

第 14 条 乙が、業務上必要とする管理図書、特殊工具等は甲が貸与する。

2 貸与品については、台帳等を作成し、その保管状態を常に把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合は乙が弁償する。

(整理整頓等)

第 15 条 乙は、施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不必要な物品等を整理する。ただし、特記仕様書に定める清掃は除く。

(事務室等の自主管理)

第 16 条 乙は、浄水施設等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、甲の許可を受けるとともに、乙の責任において維持管理を行う。

- 2 事務室等は無償で供与するが使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は、乙の負担とする。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費は別途定めるが、その使用に当たっては節約に努めるものとする。

(従事者の服装等)

第 17 条 乙は、従事者に安全かつ清潔な服装をさせ、胸に名札を着用させること。

(火災の防止)

第 18 条 乙は、浄水施設等の火災を未然に防止するため、特記仕様書に定める事項により火気取扱責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底するものとする。

(浄水施設等の一般管理)

第 19 条 乙は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等に関係法令を遵守し、業務の実施、浄水施設等施設の保全等についても、十分注意を払うものとする。

- 2 乙は、業務履行上で必要な諸事項について、甲と打合わせ、協議等を行なった場合は、その都度その内容を議事録として整理し、甲の承認を受けるものとする。

第 2 章 業務範囲と業務内容

(業務内容)

第 20 条 業務の主な内容は次のとおりとし、本条以降に記すほか、各施設の運転マニュアル及び特記仕様書に記載する。

(1) 運転管理業務

- ア 浄水施設等の設備機器の運転制御（水運用管理、水量管理）
- イ 浄水施設等の監視及び記録（水質管理）
- ウ 浄水施設等の巡視点検（施設管理）
- エ 浄水施設等の故障・緊急時の対応
- オ その他業務上必要な諸作業

(2) 保守点検業務

- ア 浄水施設等の機械設備点検
- イ 浄水施設等の電気設備点検
- ウ 浄水施設等の計装設備点検
- エ 浄水施設等の簡易な補修及び小塗装
- オ 消防設備点検（法定点検等については除く）
- カ 着水井、沈澱池、浄水池、配水池、ポンプ場などの水槽点検・清掃
- キ 第 1 号から第 5 号までの結果記録並びに報告書作成
- ク その他業務上必要な諸作業

(3) 環境整備業務

- ア 浄水施設等の範囲内の外溝・植栽等の環境整備
- イ 浄水施設等に範囲内の清掃及び整理・整頓

(4) 水質管理業務

- ア 浄水施設等の運転管理に必要な水質検査及び管理
 - イ 水道法（昭和32年 法律第177号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による水質検査及び法第24条の2の規定による情報提供等
- (5) その他付帯業務
- ア 甲の休日・夜間における、電話・訪問者の対応
 - イ 甲の休日・夜間における、各種情報の受付
 - ウ 災害等緊急時における甲並びに関係者への連絡
 - エ 浄水施設等の監視・保安

(施設の運転日及び運転時間)

第21条 浄水施設等の運転時間は、毎日24時間連続とする。

- 2 テロ及び天災事変等の事故及び重故障等現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として運転停止に至った場合等については、甲の指示による。

(施設の監視及び制御)

第22条 乙は、監視及び制御により、異常を発見した場合または変更が必要な場合は、その都度速やかに甲に報告し、その指示に従い処置を行なう。ただし、次に掲げるものは、乙の判断で実施し、甲に報告することとする。

- (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
 - (2) 取水・配水設備の適正な流量管理
- 2 監視及び制御は、次のとおりとする。
- (1) 取水ポンプの監視及び制御
 - (2) 原水流量、ろ過水流量、配水流量、配水池流入量の監視及び制御
 - (3) 沈澱池、急速ろ過池等の運転監視及び制御
 - (4) 浄水施設等の各池の水位及び流量などの監視及び制御
 - (5) 浄水施設等のポンプ施設の流量監視及び制御
 - (6) 取水から浄水及び配水池までの水質の監視と生物指標の監視
 - (7) 受変電設備の監視
 - (8) 水処理薬品等の注入量の監視及び制御
 - (9) 水処理薬品類、潤滑油脂類等、自家発用燃料の残量管理
 - (10) 水処理薬品等の取扱い及び受入検収
- 3 乙は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについて記録し、提出する。

(巡視点検・保守点検)

第23条 乙は、浄水施設等の巡視点検・保守点検を実施する。頻度は特記仕様書のとおりとする。

- 2 乙は各機器が正常に動作するように調整及び整備すること。
- 3 乙は、点検結果に基づき設備及び機器などの耐久度と消耗状態を把握し、補修計画書を策定し、甲の承諾を受ける。

(簡易な修繕等)

第24条 乙は、点検により発見した軽度の不良箇所若しくは、異状箇所のうち、即時に修繕可能なものについては修繕を行い、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行うとともに、甲に報告し指示により修繕を行う。

2 簡易な修繕に伴う費用は乙の負担とする。

(その他協力)

第25条 乙は、次の業務に関し協力する。

- (1) 甲が発注する当該施設での工事及び委託業務
- (2) 災害緊急時における給水や応急復旧等の応援
- (3) 見学者等への案内及び説明
- (4) 甲が行う催事

(就業形態)

第26条 乙は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

業務内容	就業形態
(1) 運転制御、監視及び記録：第20条第1項第1号ア、イ	24時間
(2) 巡視点検：第20条第1項第1号ウ	特記仕様書による
(3) 保守点検業務：第20条第1項第2号、3号	特記仕様書による
(4) 水質管理：第20条第1項第4号	特記仕様書による
(5) その他付帯業務：第20条第1項第5号	必要の都度
(6) 緊急時	必要の都度

2 浄水施設等の設備が自動化若しくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合は、甲乙協議の上、業務形態を変更できるものとする。

(勤務体制)

第27条 乙は、業務履行計画書に、勤務体制を定めるものとする。

2 乙は、緊急時の即時対応可能な勤務体制を整えることとする。

(業務書類等)

第28条 乙は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出する。

- (1) 契約締結後速やかに、次の書類を提出する。
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者選任届
 - ウ 業務従事者一覧表
 - エ 業務履行計画書
 - オ 借用承認願
 - カ その他必要なもの

- (2) 年間業務計画書一式（前年度の1月末までに提出）
 - (3) 年間業務完了報告書一式（翌月の5日までに提出）
 - (4) 月間業務計画書一式（前月の25日までに提出）
 - (5) 月間業務完了報告書一式（翌月の5日までに提出）
 - (6) 日報（翌日までに提出）
 - (7) 甲が指示する書類（随時）
 - (8) 履行年度末までに、次の書類を提出する。
 - ア 業務完了年度年間業務完了届
 - イ 業務完了年度年間業務完了書類一式
 - ウ その他当該年度業務完了に必要なもの
- 2 業務委託期間が満了となったときは、速やかに甲に事務の引継ぎを行う。

（業務完了検査）

第29条 乙は、月間及び年間業務を完了したとき特記仕様書に定める方法により、甲の業務完了検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第30条 経費の負担については、特記仕様書に定めるとおりとする。

（責任）

第31条 契約期間中に生じた運転及び維持管理の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、乙の負担において速やかに補修、改善または取替え若しくは、補償・賠償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の不可抗力による場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第32条 乙は、業務委託の履行に際し知り得た個人情報及びその他事項を第三者に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない。

- 2 乙は、電子機器に入力されている情報並びに、この契約を履行するために用いた資料及びその結果について、甲の許可なく第三者に転写、閲覧又は貸し出し等をしてはならない。
- 3 乙は、業務委託完了後、甲の指示により保管を要するものを除き、その資料及び結果等を抹消、消却及び切断等使用不能な方法により処分しなければならない。
- 4 乙が前項までの記載事項に違反し、個人情報及びその他の事項を漏えいし、又は不当に利用したときは、甲は委託契約を解除することができる。また、甲に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

（雑則）

第33条 本業務委託仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行う。

- 2 運転等にかかわる資料の提出を、甲が要求した場合は、速やかに応じること。
- 3 乙は、甲の承諾なく甲の所有物を持ち出し、または、業務に必要なとしないものを持ち込まないこ

と。

(事業実施におけるリスクマネジメント)

第34条 事業実施における浄水施設等の施設について、その水道法上の責任は仕様書第31条とする。

ただし、甲が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

- 2 リスクの分担及びリスクマネジメントについては別表1「リスク分担表」に基づき、その程度や具体的内容については、別途リスク等協議書を甲乙協議の上作成する。
- 3 リスクの分散を図るため、甲及び乙は、保険対応可能な事項については保険加入を実施する。
- 4 乙は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付する。

(水質の確保範囲)

第35条 乙が業務により浄水する水質は、水道法第4条に規定する水質基準を確保するものとする。

(水量等の運転基準)

第36条 浄水施設等の水量及び水質等の運転基準は、特記仕様書の運転監視指標とする。

第3章 その他

(再委託)

第37条 乙は、特記仕様書に定める保守点検業務及びあらかじめ甲の承認を得たときは、業務委託の全部または一部を第三者へ委託することができる。

- 2 乙は、自ら行わない水質検査は、法第20条第3項に規定された水質検査機関へ委託するものとする。

(実施状況のモニタリング)

第38条 甲は、乙の委託業務の実施状況を確認するために、下記事項についてモニタリングを行う。

乙は、甲が行うモニタリングについて必要な協力を行うものとする。

- (1) 業務記録に基づいた実施状況の確認

甲は、業務に関する日報、記録に基づき、委託業務の実施状況が適切に履行されているか、確認するものとする。

- (2) 月間及び年間報告書に基づいた実施状況

甲は、業務に関する月間報告書及び年間報告書に基づき、委託業務の実施状況が適切に履行されているか確認するものとする。その場合、必要に応じて乙の立会いを求める。

- (3) 随時の実施状況の確認

甲は、業務に関する実施状況について、乙に対して事前に通知することなく、現地に赴き実施状況を調査することができる。その場合、乙は必要に応じて立会う他、実施状況を説明すると共に、関係書類を提出しなければならない。

- (4) 事故・緊急対応

甲は、危機管理マニュアル等について、訓練や実際の対応によって得られた知見等が反映されているか、また、緊急連絡先等が最新のものに更新されているか確認するものとする。

(業務に関する提案)

第 39 条 乙は、業務に係る改善計画並びに施設補修・更新計画及び省資源（電力料、薬品費）等に係る提案を文書により行うことができる。

2 甲は、前項の提案を受理したときは、速やかにこれを検討し文書により回答しなければならない。

(災害時の取扱い)

第 40 条 大規模災害（登米市水道事業災害対策要綱（平成 17 年水道事業訓令第 2 号）別表第 1 の第 5 号非常配備をいう。）時の対応については、甲乙協議により定めるものとする。

(疑義)

第 41 条 本業務委託仕様書に疑義が生じた場合または、業務委託仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

別表 1

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		水道事業者	受託者
1 入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	—
2 応募コスト	入札の応募費用に関するもの	—	○
3 事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充等変更	○	—
4 契約締結リスク	水道事業者の責による選定業者と契約の締結不能、又は契約の延期	○	—
	受託予定者の責による水道事業者と契約の締結不能、又は契約の延期	—	○
5 法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	—
	行政指導規制、指導	○	—
6 第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの*1	△	○
	契約親間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの*2	△	○
	訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）*3	○	△
7 事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由*4	○	○
	損害保険等において免責とされている事由*5	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故*6	○	△
	人身事故	○	○
8 契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの*7	○	—
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	水道事業者による指示書等の内容の不備によるもの	○	—
	業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの*8	△	○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	—
	水道事業者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	—
	指定水質検査方法によらない水質検査によるもの	—	○
	水質検査体制不備によるもの（水質検査設備保守管理不備、検査用薬品、消耗品の調達不備等）	—	○
	水質検査体制や水質検査方法不備による水質検査結果の信頼性低下によるもの	—	○

9 財務	委託側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	－
	受託側の債務不履行（倒産等）	－	○
1 0 物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
1 1 環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限 ^{※9}	○	△
1 2 事業の中止	水道事業者側の責めによるもの	○	－
	受託者側の責めによるもの	－	○
1 3 計画変更	事業内容の変更	○	－
1 4 費用増加 ^{※10}	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	－

注) 別表 1 の説明

- 、○の場合：契約業務内の部分のリスクは乙が負い、それ以外の部分は水道事業者が負う。
- 、△の場合：原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。
- △、△の場合：一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
- 、－の場合：○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

- ※1 「契約期間中の乙の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの」：国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、乙に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は乙に求償する。
- ※2 「契約期間中の乙の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの」：※1に同じ
- ※3 「訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）」：国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、乙に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は乙に求償する。
- ※4 「損害保険等において免責とならない事由」：水道事業者及び乙は、双方の責任範囲（業務範囲）において、加入している損害保険等（共済を含む）を活用する。
- ※5 「損害保険等において免責とされている事由」：※4に同じ
- ※6 「施設・設備の劣化等瑕疵による事故」：水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、事故が発生した場合の責任は水道事業者が負うが、乙に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は乙に求償する。
- ※7 「施設・設備の機能・性能不足によるもの」：水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、水道事業者が負う。
- ※8 「業務遂行上の不備（運転・保全・水質・管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの」：業務履行上の責任は、乙にある。水道事業者は、一部業務委託の場合、水道事業者として乙の監視を行わなければならない。
- ※9 「環境基準違反、環境汚染等による事業の制限」：国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、乙に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は乙に求償する。

※10「費用増加」：原水の水質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し・要求水準（仕様）に規定する水質・水量の保証値、目標値を満足できない場合に・施設の改造等もしくは薬品等に係る「費用負担リスク」については、水道事業者が負う。